

有限会社 大和福祉会

介護付有料老人ホーム 勝 雄

運 営 規 定

第一条（事業の目的及び運営の方針）

（目 的）

介護付老人ホーム 勝 雄（以下、施設という）は、指定特定施設サービス計画に基づき、入居者に対して可能な限り健康で豊かな暮らしの向上に日夜努力することを念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る事を目指すものとする。

（運営の方針）

1. 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護サービスを提供するように努めるものである。
2. 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、監督官庁及び行政当局、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護福祉施設、その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。

第二条（施設の名称等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 介護付有料老人ホーム 勝 雄
2. 所在地 福岡県柳川市大和町塩塚1386番地1

第三条（指定特定施設従業者の職種、員数及び職務内容）

施設に勤務する、職種、員数は次のとおりとする。

（1） 職種及び員数

- | | |
|-----------|-----|
| ① 管理者 | 1名 |
| ② 生活相談員 | 1名 |
| ③ 看護職員 | 3名 |
| ④ 介護職員 | 22名 |
| ⑤ 計画作成担当者 | 1名 |
| ⑥ 事務員 | 2名 |

上記に定めるもののほか、必要に応じて予算の範囲内でその他職員を置くこととする。

(2) 職務内容

前項に掲げる職種内容は、次のとおりとし職員の具体的な業務分担については別に定める。

① 施設長（管理者）

法人の決定する方針に従い、施設の運営管理を一元的に行う。

② 生活相談員

入居者の生活相談、指導に関する業務を行う。

③ 看護職員

入居者の健康管理に努め医師との連絡調整を図る。

④ 介護職員

入居者の日常生活全般の介護の提供にあたる。

⑤ 機能訓練指導員

入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を指導する。

⑥ 計画作成担当者

入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

⑦ 事務員

施設の庶務及び経理処理に関する業務を行う。

第四条（入所定員及び居室数）

(1) 入所定員

56名

(2) 居室数

56室

第五条（指定特定施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

(1) サービスの内容

サービスの内容については、別に定めた運営管理規定によるものとする。

(2) 利用料その他の費用の額

○利用料

別表によるものとする。

○その他の費用の額

1. 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用。

別に定めた運営管理規定によるものとする。

2. おむつ代

別に定めた運営管理規定によるものとする。

3. 指定特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活

においても通常必要となるものにかかる費用

別に定めた運営管理規定によるものとする。

第六条（施設の利用に当たっての留意事項）

入居者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、入居者相互の友愛と親和を保ち、日常生活においても心身の安定を図るように努めること。
- (2) 施設及び居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に取扱うように努める。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い火災防止に協力すること。
 - ① 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - ② 発火の恐れのある物品は、施設に持ち込まないこと。
 - ③ 火災予防上、危険を感じた場合は直ちに職員に連絡すること。
 - ④ 施設内での飲酒は、禁止するものとする。

第七条（緊急時等における対応方法）

入居者が急に身体の変調に陥った場合、看護師に応急手当をさせるとともに、協力医療機関に連絡を取り、協力医療機関での緊急治療あるいは緊急入院が受けられるよう計らうものとする。

第八条（非常災害対策）

施設は、非常災害防止と入居者の安全を図るため、常に入居者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるために定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第九条（利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続き）

介護居室を移ることはなく、介護居室にて継続する。

第十条（その他運営に関する重要事項）

(1) 掲 示

施設は、当該施設の見えやすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(2) 秘密保持等

施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

(3) 身体的拘束等

身体的拘束等は原則として禁止する。但し、緊急やむを得ない場合においては施設長若しくは看護師が協力医療機関の医師へ連絡を行い、家族・医療機関・施設にて協議の上一時的に行うことが出来るものとする。又、解除する場合においても家族・医療機関・施設において協議を行うものとする。

(4) 虐待防止

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針の整備。

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(5) 業務継続計画(BCP)の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(6) 衛生管理等感染症対策

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について従業員に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(7) 就業環境の確保(セクハラ・パワハラの防止)

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(8) 苦情処理

施設は、その提供した指定特定施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

(9) 事故発生時の対応

施設は、入居者に対する指定特定施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。又、入居者に対する指定特定施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(10) 補則

この規定に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。この規定は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。